

(非公式訳)

投資委員会事務局告示

第 Por.4/2547

件名：ソフトウェア開発工程の規定

-----

投資委員会告示によりソフトウェア事業を奨励することにより、  
仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 13 条および第 16 条の権限に基づき、2004 年 6 月 11 日における投資委員会の承認により投資委員会事務局は以下の通りソフトウェア開発工程を定める。

1) **Modeling** とはビジネスあるいはその他のシステムのモデルを想定しソフトウェア開発につながる活動、またはデジタル・コンテンツの工程、**Domain Object Modeling**、コンピューター環境にあった作業工程の再編成につながるシステム分析を含む。

2) **Requirement Analysis** とはソフトウェアおよびデジタル・コンテンツに開発するフィーチャー、システム能力、システム役割およびファンクションの理解につながる重要な部分である分析、要求 (**Requirement**) の理解を意味するが、システムの働きに起こり得るイベントの分析、仮定、そしてイベントのソリューションへのリコメンデーションを含む。

3) **Design** とはソフトウェア・システムの設計、デジタル・コンテンツ制作に必要なコンポーネツツ、ソフトウェア・アーキテクチャ、ソフトウェア・プログラム設計、データベース設計、データ通信ネットワークの設計、デジタル・コンテンツ制作およびソフトウェア制作につながるその他の活動。

4) **Software Program and Digital Content Development and Creation** とはプログラムおよびデジタル・コンテンツの開発および制作につながる芸術的能力とコンピューター技術の混合であるソフトウェア・プログラミングを含む。

5) **Program and System Testing** とはソフトウェア・プログラム、ソフトウェア・システム、デジタル・コンテンツの試験のためのイベント・シミュレーションを含む。

6) **Software system application and Digital Content Deployment** とは目的に応じて組織内外においてコンピューター・ネットワークおよび他のシステムの利用に関するイベントおよび環境を示すコマンド開発を含む方向および方法を含む。

7) **Configuration & Change Management** とは常時モニタリングやフォローアップできるプログラムまたはシステムの変更管理を意味する。

8) **Related Professional Training for Software and Digital Content Design and Development** とは Microsoft Office などソフトウェアの使い方を除き、エンタープライズ・ソフトウェア、エンベッデド・ソフトウェア、デジタル・コンテンツ開発などソフトウェア開発技能を研修生に技能開発のためのトレーニングを意味する。

即時有効とする。

告示日：2004 年 7 月 7 日

(ソムポン・ワナーパー)

投資委員会事務局長